

【出席停止扱いの感染症について】

学校保健安全法により、感染拡大防止の為、学校感染症の種類と出席停止の期間基準が定められています。指定された学校感染症に罹患した場合には、速やかに担任へ連絡し、治癒後は別紙の「登校許可証明書」を病院で記入いただき、学校まで提出をお願いします。(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は「療養報告書」を提出)

区分	疾患名	出席停止期間
第1種 感染症予防法の1類・2類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 重症急性呼吸症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) 痘瘡 ペスト ラッサ熱 マールブルグ病 ジフテリア 急性灰白髄炎 南米出血熱 インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種 飛沫感染する伝染病で、 児童生徒の罹患が多く、 学校において流行を広げる 可能性が高いもの	インフルエンザ(鳥インフルエンザ (H5N1)を除く)	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで (発症した日を0日目とカウント) 最短でも発症後6日目に登校可能となる。
	百日咳	特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終わるまで。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日経過し、かつ全身状態が良好
	風しん	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・結膜炎・咽頭炎等の主症状が消えて、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	学校医・その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	有症状の場合、発熱後5日経過し、症状軽快後1日を経過するまで。無症状の場合は検体採取日から5日を経過するまで。	
第3種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性の高いもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※ その他の感染症	学校医・その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで ※その他の感染症の例 感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・帯状疱疹・溶連菌感染症・手足口病など

※その他の感染症とは・・・

通常、学校では見られないような流行が起こった場合に感染拡大を防ぐために、主治医や学校医に意見を聞いた上で、必要がある時に限り、出席停止の措置をとる感染症です。直ちに出席停止の対象になるということではありません。